

- 1 会議名 第19回公共施設再配置計画検討協議会
- 2 日時 平成31年2月13日(水)
午後2時から午後3時3分
- 3 場所 第2・第3委員会室
- 4 出席議員 全議員
- 5 出席者 総務部長 山田日出雄、建設部長 片岡和浩、都市整備課長 西村忠寿、同主幹 石黒光広、同主任 酒井治、同再任用職員 長瀬公治、学校教育課長 石川文子、子育て支援課長 西井上剛
- 陳述人 甲山海緒
- 傍聴者 4名
- 6 事務局出席者 議会事務局長 隅田昌輝、同主任 高野真理子
- 7 会長あいさつ
- 8 執行機関あいさつ 建設部長より
- 9 請願者からの申入れについて

(1) 岩倉市議会の請願に対する扱いについての申入書

陳述人：申入書読上げにより意見陳述。

鈴木会長：趣旨採択の主旨を納得されていないようなので、納得できるような説明を誰かお願いできないか。

宮川議員：私の理解の中での趣旨採択だが、岩倉市議会が議会基本条例に則って、市民からの請願は政策提案だという位置づけで受け取っている。趣旨採択は、すべて実現するとは言わないが、その気持ちに沿っていくというものである。372名を代表して請願が出てきて、それを趣旨採択した。一方で父母の会からの意見聴取で、それがすべて望ましいというような意見でなかったと私は受け止めた。請願項目5に、より多くの方々の意見を聴取したうえで方向性を決めていくということは、今後の市政運営や政策策定で大切な方向性だと認識している。そういう意味合いで、この請願を趣旨採択した。ゼロか100かでとらえることになるのであれば、1%でも賛成できないものがあれば決せざるをえなかった。私の姿勢で言えば、半数以上の意見、この請願に対して自分のベクトルが半分以上認めるべきだと認識したと考えている。

大野副会長：岩倉市議会のHPの議会用語集によると、趣旨採択とは、請願についてその内容は妥当であるが実現性において困難だと判断した場合に不採択することもできないとしてとらえる請願の意思決定方法である。実現性が困難だと判断した場合に、これが議会の統一した意見だと思う。

堀議員：厚生・文教常任委員会の議事録を読み直していただくとわかる。相対的に解釈は、実現性が困難だと判断した部分はその通りだが、継続審査を経て、5については一部採択してもいいだろうという議論もあった。このことと4

が微妙に絡んでいた。私が力説したのは、パブリックコメントという、広く意見を聞くまでは延期したって、市にデメリットもないので、それまでは延期したらどうかというところで、かなり関戸議員ともやりあって、納得していただいた。そういう経過が会議録を見ればわかる。そのことについて、趣旨採択したが、議論の内容としては、4・5、ここには3も書いてあるが、4と5は採択に近い、全体的な趣旨採択だと私は理解している。

大野副会長：5の保育園適正配置方針ではなかったが、公共施設再配置計画について、初めてパブリックコメントの前に回覧を行い、そこには保育園のことも書いてあった。私は、担当課は、請願の趣旨を踏まえて、多くのみなさんの、パブリックコメント前に回覧を回して一定の努力はしていただいた。公共施設再配置協議会でも広く意見を募ってくださいと言っている。一定の努力はしていただいたことを認めたいと思う。保育園のことも書いてあったので。この請願の趣旨についてのこの部分は協議会としての意見も広くとってくださいということで、努力していただいたことは間違いないと思う。

宮川議員：我々に求められているものは、市民の意見をいかに政策に沿わせるかということ。趣旨採択には強制力はないし、今回は方針が決まるであろう段階にきていることは事実であると思う。今後、予算編成や予算審査の中にあって、突破されたからそれでお手上げだという立場ではなく、一つ一つの計画を積み上げるにあたって我々がどう意見を言い、多くの市民の願意・意見に寄り添っていくのかということが大切であって、先日の全員協議会で報告を受けて、多くの人が発言していなかったことは事実であるが、それがすべてではないと思っている。ここで突破されたから、手をあげても何もやらないという議会であってはならないと思う。

陳述人：372名の請願者に、どう説明したらいいのか。請願が議会でどのように扱われたかを、どう説明したらいいのか教えてほしい。

鈴木会長：請願が出されて9月議会から12月議会まで継続審査という形で協議した。議会として請願を重くとらえて、どのように扱うか、どのように対応するか。公共施設再配置検討協議会の場で、公立保育園の適正配置も含まれるということで、基本的には公共施設再配置検討協議会に懇話会や方針は含まれていなくて、一部。意見を聞きながらどのように整合を図っていくかというところで協議してきた。請願に対して、372名にも誠心誠意応えたと思っている。一部採択がよかったのかわからないが、請願の趣旨は協議の中で十分理解して、趣旨採択という、多少方向性は違うと思うが、その中で選ばれた趣旨採択ということだと理解している。今後これが計画実行していくうえにおいて、趣旨を汲んで、我々は意見を言っていく。これですべて決まるわけではなくて、これがスタートだという考え方で捉えていけばいい。一つの方針が示さ

れた。これを実行実現していくのに参加していかなければいけないし、いろいろなプロセス・ハードルがあるので、その場で意見を言いながら方向性を決めていく。それが趣旨採択の意味だと思う。それで納得いただければ。わかりづらかったでしょうか。ここから始まっていくと書いていただければ、趣旨採択した趣旨というのを無視ではなく、決めることはある期間で、契約上の問題などいろいろあるので、決めていかないと次に進んでいかない。それが懇話会の方針決定。それが説明された。それを受けて公共施設の協議会の中でパブリックコメントを受けながら、これをまた協議していく。それについて1期計画・2期計画と次のステップが始まるので、そこで実際どのようにやっていくか、趣旨を汲んで検討していくことになっていくので、そのスタートラインで、ここから始まっていく。

宮川議員：要約すると、議会の役割の中に、行政に対する監視機能がある。全会一致で趣旨を採択した以上は、その趣旨にのっとったかたちで、我々は監視し、言うべき意見は言う。そういう対応をとっていくと説明して頂ければいいと思う。会長が言うように、ここからスタート。こういう計画が出されたから始まって、そこから実施に向かってどうしていくのか、そういうプロセスにステップアップしたと理解していただければありがたい。

陳述人：そのように伝えればよいか。

鈴木会長：そのように伝えてください。

10 協議事項

(1)「岩倉市公共施設再配置計画(案)」のパブリックコメントの意見について
都市整備課長：資料に基づき説明。今後、パブリックコメントに対して市の回答を作成する。22日10時から再配置検討委員会が開催されるので、その場で市の意見を説明する。3月の本協議会で、同じ内容について、市の回答ということで示すことを考えている。

【質疑】

堀議員：市の回答を出す時に、どの事務局としての意見なのか、例えば保育園の話は保育園の部署が関係してくる、そことどのような調整をとって回答するのか。

都市整備課長：本日、意見が出た担当課長を集めて、どういったかたちで回答するか検討しているので、事務局サイドだけではなく担当課の意見も聞いて回答を作成することを考えている。

鈴木会長：正反対の意見が出ているところはどう対応するのか。

都市整備課長：実施にあたっては、賛成と反対がある。私は方針に基づいて実行していかなければいけない立場にあるが、今回の回答の考えとしては、どこま

でいっても検討を開始しようとする時点から基本構想作って、基本設計、実施設計をやるということだが、その間に市民の関係する方々の参加も必要だと考える。そういう場で最終的な案を決めていくということを考えている。市民や議員の意見を聞かずに進めていくことはできないので、それを肝に銘じて作っていくというような思いで回答を書く。抽象的な回答になるかもしれないが、そういう回答を考えている。どちらかに偏って、こちらでやるというような回答をするつもりはない。

木村議員：一番大事なことは対話をどれだけするかであると常々言ってきたが、その中で、仕方ないという合意が作られることがあると思う。それは、人口減少や財政的にどうだということをきちんと、40年後のことはわからないので、市民に説明して、大事なものは10年を1期として3年から5年で見直しをして、その際には市民参加をすると、ずっと言い続けているので、そこを強調するということが、どんな回答をするにあたってでも大事な事だと思う。そこをおさえた回答をしていただきたい。

宮川議員：木村議員の意見に沿うが、行政経営であるので、民間と違い利益を出す必要はないが、破綻してしまえば何にもならないし、公民館の話でも、地元で直接負担するか、市に税金としてプールして再配分するかという違いであって、市民負担に関しては変わらない。保育園に関して、私たちは専門家ではないので小規模がいいのか大きいのがいいのか、市民の意見も必要であるし、学識経験者が反対派と賛成派の両方を招いた中で意見を聞いて、それを市民が受け入れたかたちで、どういう方向性をもっていくのかということをやらないと、我々だけで決めてもいけないし、行政だけで決めても、市民が取り残されたという意識を持たれては意味が無いので、丁寧な説明と進め方が望まれると思う。

堀議員：宮川議員は良いことを言われたと思う。自治基本条例ができて市民参加条例ができて、私たち議員も議会基本条例を作って、知見の活用とか、そういうことが議会できていないし、議会の中でも識見者、両方の意見を聞いて議論することができていない。そういうことは議会として成長していく必要があると思う。

榊谷議員：一つ一つの意見を都市整備課が中心となって、担当課とも協議をして答えを書くと言われたが、担当課の課長や主幹だけでなく、例えば保育園であれば、園長だけではなくすべての保育士にもこの意見を示していただきたい。すべての施設に対して、その施設にいる人たち、すべての職員に見ていただけるような体制を作っていただきたいが、どうか。

都市整備課長：私たちが意見を集約するので、担当課には配慮、課長や部長を含めて、内容を理解したうえで回答を出すように周知していきたい。

堀議員：梶谷議員の意見に追加だが、そこらへんが見える化してほしい。懇話会で請願が出てきたところの市民の意見では、園長が出てきたが、副市長という大きな存在があって話しづらいとか、そういうことを現場で見えてきた。現場の保育士はプロの保育を学んでいるので、その方たちの意見を議会や市民に見える化してほしいが、どうか。

子育て支援課長：見える化の方法論は明確に回答できないが、保育士への話については、保育園の適正配置方針をやっているときに、保育園支部の場で内容を説明した。これに関しても、そういったことは可能であると考えている。

堀議員：説明ではない。説明はしているが議論になっていない。市民アンケートも大事であるし、現場の保育士のアンケートや生の声を、プロではない課長や部長もつかまないといけない。それができていないと私は指摘する。

大野副会長：2021年度に計画見直し、北小学校の体育館の新築、3年間で複合化を1つ作って、2021年度建設予定となっているので、その後、保育園という順番である。計画の見直しの段階までには方向性を決めて、議論できるようなかたちで、南学先生の講演でも言っていたが、1つ目の複合化が成功しないと2つ目にはいけない。1つ目の体育館の複合化も市民の意見を聞いて進めてほしい。2021年には見直しで間違いないか。

都市整備課長：2021年の見直しである。

(2) その他

特になし

1.1 その他

鈴木会長：確認だが、2月22日が公共施設再配置計画検討委員会の最終回で解散になるのか。

都市整備課長：その通りである。22日に策定したということで、委員会は終わりたい。委員会をもう一回開いて計画を見直す必要があれば、3月の実施も考えているが、内容的には、そこまでの内容ではないと判断している。

鈴木会長：本協議会も、3月に委員会の最終回の報告を受けて最終となるかと思う。日程を決めたい。

木村議員：再配置検討協議会は、再配置計画が策定された後についても意見をすることで発足したと思っていたが、体制が変わるので、位置づけを確認したい。

鈴木会長：再配置検討協議会は、まとまったということで一旦会を散会する。新たに、計画について協議会を立ち上げることになる。改選後になると思う。

梅村議員：捉え方が違ってはいけないので、協議会としては続いていくが、

一区切り、まとめをするというような捉え方か。

鈴木会長：3月の最終報告を受けて、一旦区切りをつけて、改選後にどういったかたちで立ち上げるかというふうに考えている。

堀議員：立ち上げるという表現が良くないと思う。会を開かないというだけなので、議員全員で協議会は継続していく。ネーミングもこのままでいい。

宮川議員：継続でもいいが、例えば、執行部側が、具体案が出てきて、そこに予算が絡んでくることがあれば、それは協議会よりも特別委員会みたいなものを立ち上げてやらなければいけない内容になるかもしれない。協議会ありきで進めるのはどうなのか。今年度においての協議は3月をもって終了するという表現が望ましいと思う。改選後は必要なものを作ればいいし、そうでなければ、このまま継続する。

黒川議員：柔軟にとらえる必要がある。今までは計画策定に向けた検討だった。計画ができれば推進に向けて、議会としてどう行政計画に関与していくか、場合によっては、重要な施設については特別委員会になるかもしれないし、あるいは、引き続き協議会で協議調整し方向性を出すこともありうる。柔軟に考えていく必要がある。

次回 3月15日（金）午後1時10分から